

**福島県立高等学校における新入生の学習用端末販売に係る業務協定
公募型プロポーザル募集要領**

1 業務協定の概要

(1) 業務協定名

福島県立高等学校における新入生の学習用端末販売に係る業務協定

(2) 協定の目的

本協定は、福島県立高等学校に入学する生徒及びその保護者が、高等学校における学習活動に資する適切な学習者用端末機器を円滑かつ低価格に購入し、充実した保証内容の中で安心してICTを活用した学びを実現することを目的とする。

(3) プロポーザルの目的

福島県教育委員会（以下「県教委」という）は、これまでの学校教育（主体的・対話的で深い学び）とICTのベストミックスにより、生徒1人1人の特性や興味関心、視点を生かした「個別最適化した学び」、1人1人の違い、多様性を生かした「協働的な学び」、新たな価値を創造する「探究的な学び」への変革を図り、生徒及び教師の力を最大限に引き出すことを目的とし、令和4年度県立高等学校入学生から、生徒1人1台端末環境を個人所有のキーボード付き端末の導入により実現することとした。

しかし、入学時には他の学用品等の準備もあるため、端末の購入に係る生徒及び保護者の負担軽減を図る必要があることから、県教委として、スケールメリットを生かした推奨機と端末価格の設定、生徒（保護者）にとって分かりやすい購入スキームを提示する必要がある。

新入生の保護者が少しでも負担感なく端末機器を購入できるよう、本県のICT教育推進に向けた本業務の意義を十分に理解し、実現のための意欲、業務遂行に足る技術能力、創造力等に優れた者を、企画提案型のプロポーザル方式により募集することを目的とする。

(4) 業務内容

【別紙】 福島県立高等学校における新入生の学習用端末販売 仕様書（以下、仕様書という。）のとおり

(5) 業務協定予定期間

協定締結日から3年間

2 見積上限額

各OS端末は保証付き1台当たり、税込み60,000円程度で購入できる提案をすること。

（本業務協定において、県教委から協定先への料金は一切発生しないことを条件とする。）

3 スケジュール

項目	日程
募集公告	令和6年8月22日（木）
質問受付期限	令和6年8月30日（金）
参加資格確認申請書提出期限	令和6年9月6日（金）
資格確認通知	令和6年9月13日（金）
企画提案書等の提出期限	令和6年9月25日（木）
プロポーザル審査会の開催	令和6年10月4日（金）【予定】
選定結果の通知	令和6年10月上中旬予定
協定締結	令和6年10月上中旬予定

4 プロポーザル参加者の資格要件

本プロポーザルに参加する者は、以下に掲げる資格要件を全て満たす者とする。

また、複数の者がグループを構成し、共同提案することも可とするが、この場合は代表提案事業者から企画提案書を提出するものとし、グループを構成する個々の者の参加資格についても同様に扱う。

- (1) 本事業履行期間内で確実に業務を遂行するための体制が確保されているとともに、本募集要領に示した業務を確実に履行できる者であること。
- (2) 福島県教育庁高校教育課との打合せや、各福島県立高等学校との連絡調整等に迅速に対応できるよう、提案事業者は福島県内に事業所があること。共同提案の場合はグループを構成する企業に福島県内事業者がいること。
- (3) 過去3カ年（令和3年8月～令和6年7月）に、本事業と同様の新入生学生向け個人販売等（PC端末等）の実績（8,000台以上）を有すること。（共同提案の場合、代表提案事業者のみの実績だけで構わない）
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (5) 本プロポーザルの開始から審査会の開催日までに福島県から競争入札の参加資格制限等を受けていない者であること。
- (6) 業務を担当する全ての組織にて、一般財団法人日本情報経済社会推進協会の情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度におけるISMS（JIS Q 27001（ISO/IEC 27001））認証を取得している且つ、同一財団法人のプライバシーマークの付与を受けていること。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による再生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続き開始の申立てがなされていない者（申立てがなされている者であっても、再生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）であること。
- (8) 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続き開始の申立てがなされていないこと。
- (9) 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）の統制下にある者でないこと。
- (10) 宗教活動及び政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- (11) 他の共同提案グループの企業として、本件プロポーザルに参加しないものであること。
- (12) その他、県との協議に柔軟かつ真摯に対応できること。

5 業務仕様

仕様書のとおり

6 質問の受付及び回答

本プロポーザルについて質問がある場合は、【様式第5号】質問書を以下により提出すること。

- (1) 提出期限
令和6年8月30日（金）午後3時まで（必着）
- (2) 提出方法
高校教育課へ電子メールにより提出すること。電子メールの件名は「【質問】福島県立高等学校における新入生の学習用端末販売業務協定」とし、電話により送付した旨を知らせること。なお、電話による質問には応じない。
- (3) 質問に対する回答
質問に対する回答は、随時、高校教育課ホームページに掲載する。質問者名は公表しない。

7 参加資格確認の手続き

プロポーザルに参加する意思のある者は、

ア 【様式第1号】 参加資格確認申請書

イ 【様式第2号】 会社概要等整理表

ウ 【様式第3号】 申告書

エ 【様式第4号】 受注実績整理表

(共同提案の場合、代表提案事業者のみの実績だけで構わない)

オ 法人の場合、登記(現在)事項証明書(写不可)

(共同提案の場合は、企業すべて)

カ 参加資格要件を示す次を証する書類(写可)

業務を担当する全ての組織にて、一般財団法人日本情報経済社会推進協会の情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度におけるISMS(JIS Q 27001(I SO/IEC 27001))認証を取得している且つ、同一財団法人のプライバシーマークの付与を受けていること。(共同提案の場合は、企業すべて)

上記書類を各1部ずつ、以下により提出すること。

(1) 提出期限

令和6年9月6日(金)午後3時まで(必着)

(2) 提出方法

高校教育課へ郵送又は持参により提出すること。

※持参の場合は、県庁開庁日の午前8時30分から午後5時15分までとする。

ただし、提出期限当日は午後3時までとする。

(3) 資格確認通知

プロポーザルに参加を希望する者に対する確認の通知については、令和6年9月13日(金)までに行うものとする。

(4) その他

参加資格確認の手続きがない者の、企画提案は受け付けないものとする。

8 企画提案書等の提出

プロポーザルに参加する意思のある者は、「7 参加資格確認の手続き」の各書類の提出を行った上で、企画提案書等を以下により提出すること。

(1) 提出期限

令和6年9月25日(木)午後3時まで(必着)

(2) 提出方法

高校教育課へ郵送又は持参により提出すること。

(3) 提出書類

ア 企画提案書

(A4版横、左上綴じ。表紙には「福島県立高等学校における新入生の学習用端末販売に係る業務協定提案書」と記載し、余白に社名を記載すること。)

※仕様書の内容及び下記9の留意事項、10(4)の審査項目を踏まえ、応募者としてのアピールポイントを明記すること。

イ 【様式第6号】 仕様要件回答書

仕様書要件に対して、回答欄に、「対応可能」「対応不可」のいずれかを記入すること。

これ以外の記載や空欄とした場合、仕様要件を満たしていないものと判断する。対応方法欄には主な提案書掲載ページを記入することとし、「対応不可」の場合は、提案書の中で、

代替案を示すこと。

なお、1つでも仕様要件を満たせない場合、提案内容は失格となるので、注意すること。

(4) 提出部数

正本1部、副本5部

9 企画提案書等の作成に当たっての留意事項

- (1) 提案事業者は、機器の調達、保証及びECサイトの構築の大きく3点において、体制を分かりやすく提示すること。また、本プロポーザル提案事業者が共同提案（グループ）で申し込む場合は、グループを構成する企業が業務の実施上果たす役割をそれぞれ明確にすること。
- (2) 提案するハード機器等の仕様については、提案するハード機器等が仕様書の内容に合致していることを示すとともに、その根拠となるカタログ等の資料を添付すること。
- (3) 提案する端末保証の内容が仕様書に合致していることを示すとともに、故障時やサポートが必要時のフローを示すこと。
- (4) 生徒（保護者）が仕様書に基づき、機器を簡便な方法で購入でき、不明点があればサポートする仕組みを提案すること。
- (5) 提出書類に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51条）に定める単位に限る。
- (6) 提案の実現性を検討するために、必要に応じて企画提案者に対し、任意で追加資料の提出を求めることがある。

10 審査及び結果の通知

(1) 審査方法

本プロポーザル参加者による企画提案を受け、県教委はプロポーザル審査会においてこれを総合的に評価し、協定締結候補者を選定する。ただし、審査会結果によっては、いずれの参加者も協定締結予定者としめないことがある。

なお、本業務のプロポーザルに参加を希望する者が多数だった場合は、書類審査を実施し、審査会参加者を選定する。また、参加者が1者だった場合にも、審査を実施し、協定締結予定者としての適否を判断する。

(2) 開催日

令和6年10月4日（金）【予定】

なお、開催時間・場所については、参加資格確認申請書の提出があった者に対して別途伝達する。

(3) 審査の内容等

審査会においては、企画提案書を補完する説明を受けることとする。資料の差し替え、新たな資料の配付及び使用は認めない。

ア プレゼンテーション 20分以内

イ 質疑応答 15分以内

(4) 審査項目及び配点

審査項目	配点
事業趣旨の理解度	10
業務遂行の実績	5
人員体制	10
推奨端末の提案	15
端末保証・保守の提案	15

業務スケジュール	5
購入プロセス	15
個人情報管理	10
購入に係る負担軽減の方策	15
合 計	100

(5) 審査結果の通知

審査結果は、全ての本プロポーザルの参加者に書面で速やかに通知する。

また、協定候補者名及び全ての本プロポーザル参加者の評点（協定候補者以外は参加者名を伏せて評点のみ）は高校教育課ホームページで公表する。

なお、電話、電子メール等による問い合わせ及び審査結果に対する異議申し立て、質問等には一切応じない。

11 協定の締結

- (1) 本業務は、生徒（保護者）の個人負担による購入になるため、県教委が契約当事者として契約せず、協定の締結を行う。
- (2) 選定した協定候補者と県教委が提案書を踏まえて協議し、協定に係る仕様を確定した上で協定を締結する。
- (3) 協定候補者と県教委との間で協議が整わない場合、12(7)の失格事項に該当する場合、協定候補者が協定を辞退した場合は、審査結果において総合評価が次点であった者と協議の上、協定を締結する。

12 留意事項

- (1) プロポーザルに要する経費等は、全て参加者の負担とする。
- (2) プロポーザルに参加資格確認の手続き後辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出する。
- (3) 提出後の企画提案書等の内容について、ヒアリングを行うことがある。
- (4) 提出された企画提案書等は提案者に無断で使用しないものとするが、審査作業に必要な範囲において複製を作成することがある。
- (5) 提出された企画提案書は返却しない。
- (6) 提出された企画提案書等は公表しない。
- (7) 失格事項

次のいずれかの事項に該当する場合は、失格となる場合がある。

- ア 1つでも仕様要件を満たせない場合
- イ 提出書類に虚偽の内容が記載されていた場合
- ウ 提出書類に重大な不備があった場合
- エ 参加資格を満たさなくなった場合又は参加資格を満たさないことが判明した場合
- オ 同一の者が2つ以上の企画提案書を提出した場合
- カ 審査委員又は関係者に企画提案書に対する援助、問い合わせを直接的又は間接的に求めた場合（本要領に示した質問を除く）
- キ 審査会当日に出席しなかった場合（やむを得ない場合を除く。）

13 その他

企画提案書に基づく履行ができなかった場合は、損害賠償、協定の解除などの措置を行う場合がある。

14 担当課（問合せ先・提出先）

〒960-8688 福島県福島市杉妻町2番16号（西庁舎5階）

福島県教育庁高校教育課 担当：齋藤亮

電話 024-521-7773 FAX 024-521-7973

E-mail k.koukouyouiku@pref.fukushima.lg.jp